

平成 29 年 6 月 20 日 23 時 27 分頃の豊後水道の地震に伴う
大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成 29 年 6 月 20 日 23 時 27 分頃の豊後水道の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった大分県佐伯市について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 29 年 6 月 20 日 23 時 27 分頃の豊後水道の地震により、大分県佐伯市で震度 5 強を観測しました。

佐伯市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、大分地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

佐伯市

【参考】大分県で平成 28 年（2016 年）熊本地震による暫定基準を継続している地域
通常基準の 8 割の暫定基準を設けている市町村

大分県由布市、別府市、日田市、竹田市、豊後大野市、九重町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341（内線 3125）